

会員規約一部改訂のお知らせ

2023年4月1日(土)より、「会員規約」の内容を一部改訂いたしましたので、ご案内申し上げます。

■主な改訂内容 新旧対比

1. クレジットカード会員規約

①カード会員規約

改訂前	改訂後
第1章<一般条項> 第1条（本会員・家族会員） (新設)	第1章<一般条項> 第1条（本会員・家族会員） <u>3. 本会員は、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対し本規約および適用のある特約を遵守させなければなりません。本会員は、家族会員が本規約または特約を遵守しなかったことにより生じた当社の損害を賠償するものとします。</u>
(新設)	<u>第1条の2（入会時における審査等）</u> <u>入会の際には、当社所定の審査を行うほか、法令で定める本人確認等（取引の目的、本人特定事項等）の確認を行います。</u>
第14条（届出事項の変更・調査） 1. 本会員は、氏名・住所・電話番号・勤務先・職業・支払預金口座・取引を行う目的等に変更が生じた場合は、遅滞なく所定の届出書により、当社に通知するものとします。尚、届出に必要な相当の期間内に届出事項変更の連絡がない場合は、カードの利用停止措置をとることがあります。	第14条（届出事項の変更・調査） 1. 本会員は、氏名・住所・ <u>メールアドレス</u> ・電話番号・勤務先・職業・ <u>年収</u> ・支払預金口座・取引を行う目的・ <u>家族会員に関する情報</u> 等に変更が生じた場合は、遅滞なく所定の届出書により、当社に通知するものとします。尚、届出に必要な相当の期間内に届出事項変更の連絡がない場合は、カードの利用停止措置 <u>等当社が適当と認める措置</u> をとることがあります。
第21条（会員資格の喪失等） 1. 当社は、会員が 第17条1項→2項 のいずれかに該当したとき、 本規約または関連特約の違反により当社との信頼関係を著しく害する行為をなしたとき等 、当社が会員として適当でないと認めたときは、何らの通知・催告等がなくとも会員資格を取り消すことができます。この場合、会員は直ちにカー	第21条（会員資格の喪失等） 1. 当社は、会員が <u>次の各号</u> のいずれかに該当したとき <u>等</u> 、当社が会員として適当でないと認めたときは、何らの通知・催告等がなくとも <u>いつでも</u> 会員資格を取り消すことができます。この場合、会員は直ちにカードを返却し、本規約に定める支払期日にかかわらず直ちに <u>期限の利益を失い</u> 、当社に対する残

改訂前	改訂後
<p>ドを返却し、本規約に定める支払期日にかかわらず直ちに当社に対する残債務の全額を返済するものとします。</p>	<p>債務の全額を返済するものとします。</p> <p><u>(1) 第17条1項・2項のいずれかに該当したとき</u></p> <p><u>(2) 会員の存在が不明になったとき、または会員の意思によらず入会したことが明らかになったとき</u></p> <p><u>(3) 第1条1項・2項、第1条の2、第26条6項・7項、第43条のいずれかの確認事項・申告事項に虚偽または故意に著しく事実を反する申告または届出をしたとき、または当該事項に虚偽または故意に著しく事実を反する申告または届出がなされたとき当社が判断したとき</u></p> <p><u>(4) 第26条6項に基づく確認に正当な理由なく応じないとき、指定した期日までに所定の確認書類の提出に応じないとき、または、確認の結果、合理的な理由が無いとき当社が判断したとき</u></p> <p><u>(5) 第30条4項・9項のいずれかのカード利用・取引を行ったとき</u></p> <p><u>(6) 当社（当社が業務委託する者を含みます。）の従業員に対して次の①から⑤に掲げる行為その他の当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をしたとき（第三者を利用して行った場合を含みます。）</u></p> <p><u>①暴力、威嚇、脅迫、強要</u></p> <p><u>②暴言、性的な言動、ハラスメント行為、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動</u></p> <p><u>③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動</u></p> <p><u>④長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ</u></p> <p><u>⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</u></p> <p><u>(7) 前各号の他、本規約または関連特約の違反により当社との信頼関係を著しく害する行為をなしたとき</u></p> <p><u>2. 以下の各号に該当した、または、該当したおそれがあると当社が認めた場合は、本会員及び家族会員のカード利用の全部または一部の停止、カード利用可能枠の見直し、会員資格の取消しなどの措置をとる場合があります。</u></p>

改訂前	改訂後
<p>2. 当社は、当社所定の時期に、本会員からの当社所定の年会費の納入がない場合は、何らの事前及び事後の通知を要することなく会員資格を取り消すことができるものとします。但し、本会員に年会費以外の残債務がある場合は、当社に対し、残債務の全額を完済したときをもって退会したものとします。本会員は、当社からの求めに応じ、カードを直ちに返却するものとします。</p> <p>3. 会員が死亡した場合は当然に会員資格を喪失します。また、本会員の親族等から本会員が死亡した旨の申し出があった場合も同様とします。</p> <p>4. 前各項に該当した場合は、当社は、加盟店にカードの無効通知を送付することができるものとします。</p> <p>5. 本条により本会員が会員資格を喪失した場合は、同時に家族会員も会員資格を失います。</p>	<p><u>(1) 家族会員が、第1条2項の要件を欠いていることが判明したとき、または、要件を欠くおそれがあると当社が認めたとき</u></p> <p><u>(2) 家族会員が、本規約または特約に定める事項を遵守しなかったとき、または、遵守していないおそれがあると当社が認めたとき</u></p> <p><u>(3) 第1条2項で認める家族でないことを知りながら家族会員登録をしていたことが判明したとき</u></p> <p>3. 当社は、当社所定の時期に、本会員からの当社所定の年会費の納入がない場合は、何らの事前及び事後の通知を要することなく会員資格を取り消すことができるものとします。但し、本会員に年会費以外の残債務がある場合は、当社に対し、残債務の全額を完済したときをもって退会したものとします。本会員は、当社からの求めに応じ、カードを直ちに返却するものとします。</p> <p>4. 会員が死亡した場合は当然に会員資格を喪失します。また、本会員の親族等から本会員が死亡した旨の申し出があった場合も同様とします。</p> <p>5. 前各項に該当した場合は、当社は、加盟店にカードの無効通知を送付することができるものとします。</p> <p>6. 本条により本会員が会員資格を喪失した場合は、同時に家族会員も会員資格を失います。</p>
<p>第26条（反社会的勢力の排除・「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に関する事項）</p> <p>6. 会員のカード利用状況に対して、当社が犯罪による収益の移転防止に関する法律に定めるところにより必要と認められる場合には、カード利用の停止措置を行うこと、及び会員の本人確認（本人特定事項）・資産及び収入の状況等に関する所定の書類を求めることができるものとし、会員はその必要な書類の提出を行うものとします。尚、書類の提出を行わない場合にはカードの利用ができない場合があります。</p>	<p>第26条（反社会的勢力の排除・「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に関する事項）</p> <p>6. <u>当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に通知することなくカード利用の停止措置等の利用制限を行うことができるものとし、会員の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や資産及び収入の状況等に関する所定の書類の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。また、当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定し</u></p>

改訂前	改訂後
<p>7. 会員が、<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>に定めるところにより、外</p>	<p><u>て会員に回答を求めた場合で、会員から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</u></p> <p><u>(1) 本項の「必要と認めた場合」とは会員のカード利用・取引内容について、以下のいずれかに該当するおそれがあると当社が認めた場合をいいます。</u></p> <p><u>①犯罪収益移転防止法施行令第12条（厳格な顧客管理を行う必要が特に高いと認められる取引）に抵触するカード利用・取引</u></p> <p><u>②犯罪収益移転防止法施行規則第5条（特別の注意を要する取引）に抵触するカード利用・取引</u></p> <p><u>③犯罪収益移転防止法第8条に基づき当社が届出を要すると認めた場合</u></p> <p><u>④上記①～③に類似すると当社が認めたカード利用・取引</u></p> <p><u>(2) 家族会員が、前号に該当するカード利用・取引をしているおそれがあると当社が認めた場合は、家族会員を対象とした本人確認、資産及び収入の状況等に関する所定の書類を求めることができるものとし、本会員並びに家族会員は確認に応じるものとします。</u></p> <p><u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する会員は、当社の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社所定の方法により届け出るものとします。会員が当社に届け出た在留期間が超過した場合、カード利用を制限することができるものとします。</u></p> <p><u>(4) 犯罪収益移転防止法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</u></p> <p><u>(5) 本項の確認の結果、1号の①から④に該当するおそれがあるカード利用・取引に合理的な理由があると当社が認めた場合、当社は速やかに前各号のカード利用等の制限を解除します。</u></p> <p>7. 会員が、<u>犯罪収益移転防止法</u>に定めるところにより、外国政府等において重</p>

改訂前	改訂後
<p>国政府等において重要な地位を占める者及びその家族に現に該当しまたは該当することとなった場合は、当該会員は、当社にその旨及びその内容を申告するものとします。この場合、当該会員はカードの一部または全部の機能の利用が制限される場合があります。</p>	<p>要な地位を占める者及びその家族に現に該当しまたは該当することとなった場合、<u>あるいは過去に該当していた場合は</u>、当該会員は、<u>当社が指定する書面の提出、当社が指定する事項の申告等の追加確認を行うものとし、会員はこれに応じるものとします。</u></p> <p><u>(1) 当社は、本項に定める追加確認が完了するまでの間、カードの利用を停止することができるものとします。</u></p> <p><u>(2) 当社は、本項に定める追加確認が完了した場合でも</u>カードの一部または全部の機能の利用が制限される場合があり、<u>キャッシングサービスの利用枠が付帯されている場合はキャッシングサービス利用枠を消滅させることによりキャッシングサービス等の利用を停止できるものとします。</u></p>
<p>第2章<ショッピング条項> 第30条 (ショッピングの利用方法) 4. カードは、商品券類、金・銀・白金等の地金類、切手、その他当社または各加盟店において特に指定するものについては利用できません。 ※5～8項は改訂なしのため、割愛。 9. 会員は、現金化を目的として商品・サービスの購入等にカードを利用することはできません。</p>	<p>第2章<ショッピング条項> 第30条 (ショッピングの利用方法) 4. カードは、商品券類、金・銀・白金等の地金類、その他当社または各加盟店において特に指定するものについては利用できません。 ※5～8項は改訂なしのため、割愛。 9. <u>会員は、次の各号の行為のためにカードを利用してはならないものとします。</u> <u>(1) 現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードを利用すること(以下「クレジットカードの現金化」といいます。)</u> <u>尚、クレジットカードの現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするカード利用である限り、方式の如何にかかわらず、禁止の対象となります。</u> ①<u>商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式(キャッシュバック方式)</u> ②<u>商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償</u></p>

改訂前	改訂後
<p>10. 会員のカード利用に際し、本規約に違反またはそのおそれがある場合、その他カードの利用目的に反するなど正常な利用ではないおそれのある場合、利用を断る場合があります。</p>	<p><u>で譲渡する方式（買取方式）</u> <u>③現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式</u> <u>(2) 資金調達又は転売・販売を目的とする商品若しくは権利の購入または役務の受領（これらに該当するおそれがある取引を含む）。</u> <u>(3) 金融商品取引法により認められる場合を除き、同法で定める金融商品の購入（海外 FX 取引のための入金取引等）。</u> <u>(4) 価格が乱高下するなど投機性が高い商品もしくは権利その他これに類するもの（インターネット等による海外ギャンブル取引等）の購入または役務提供の受領。</u> <u>(5) その他、前各号に類すると当社が認めたカードの利用。</u></p> <p>10. 会員のカード利用に際し、本規約に違反またはそのおそれがある場合、その他カードの利用目的に反するなど正常な利用ではないおそれのある場合、利用を断る場合<u>やカード利用の全部または一部の停止、カード利用可能枠の見直し、会員資格の取消しなどの措置をとる場合があります。</u> <u>尚、当社が、各種法令等及び本規約または特約に則り、正当な理由に基づき実施したカードの利用制限（カード利用の全部または一部の停止、カード利用可能枠の見直し、会員資格の喪失等）等の措置により、会員に損害が生じた場合は、当社に賠償の請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、会員がその責任を負うものとします。</u></p>

②個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項

改訂前	改訂後
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用・提供、預託） (1) 利用目的 ② クレジットカード事業等当社事業（当社の具体的な事業内容については当社</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用・提供、預託） (1) 利用目的 ② クレジットカード事業等当社事業（当社の具体的な事業内容については当社</p>

改訂前	改訂後
<p>所定の方法 [当社 ホームページ等] によって告知します。) 及び当社が提携する企業、加盟店その他の第三者から受託して行う当該第三者の事業に関する下記の宣伝印刷物の送付等営業案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種商品 (キャッシング、ローン、保険、信託業務に関する併營業務に係る契約締結の媒介 等)・サービスの案内 ●住宅、不動産に関する商品→サービスの案内 <p>—(例)—</p> <ul style="list-style-type: none"> a.土地建物の売買、管理、賃貸、仲介、斡旋及び鑑定 b.土地造成、建築工事の設計監理、築造及び請負 c.前述に関するコンサルティング d.前述 a～c に関する業者の紹介 <ul style="list-style-type: none"> ●資産運用に係る総合コンサルティング ●商品・サービス、加盟店の案内 ●催事 (会員特別招待会等) の案内 ●通信販売 	<p>所定の方法 [当社 ホームページ等] によって告知します。) 及び当社が提携する企業、加盟店その他の第三者から受託して行う当該第三者の事業に関する下記の宣伝印刷物の送付等営業案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種商品 (キャッシング、ローン、保険、信託業務に関する併營業務に係る契約締結の媒介 等)・サービスの案内 ●商品・サービス、加盟店の案内 ●催事 (会員特別招待会等) の案内 ●通信販売

③エムアイカード・エムアイポイントサービス特約

改訂前	改訂後
<p>第1章<エムアイポイントサービスに係る特約></p> <p>第5条 (ポイントサービスの利用停止・会員資格の取消事由の追加)</p> <p>1. クレジットカード会員が本特約第21条に定めるポイントサービスの利用停止またはエムアイポイント会員としての資格喪失の事由のいずれかに該当する場合 (なお、クレジットカード会員がその他のエムアイポイント会員の資格を有するときは、同条で言及される「エムアイポイント会員」とは、クレジットカード会員としての資格のみならず、当該他のエムアイポイント</p>	<p>第1章<エムアイポイントサービスに係る特約></p> <p>第5条 (ポイントサービスの利用停止・会員資格の取消事由の追加)</p> <p>1. クレジットカード会員が本特約第21条に定めるポイントサービスの利用停止またはエムアイポイント会員としての資格喪失の事由のいずれかに該当する場合 (なお、クレジットカード会員がその他のエムアイポイント会員の資格を有するときは、同条で言及される「エムアイポイント会員」とは、クレジットカード会員としての資格のみならず、当該他のエムアイポイント</p>

改訂前	改訂後
<p>会員としての資格も意味します。)、当社は、ポイントサービスの利用を停止し、またはクレジットカード会員としての資格を取消することができます。本項は、クレジットカード会員規約第21条第1項第1文に追加して定められるものであり、本項に基づき当社がクレジットカード会員としての資格を取消したときは、クレジットカード会員規約第21条第1項第2文、第4項及び第5項が適用されます。</p>	<p>会員としての資格も意味します。)、当社は、ポイントサービスの利用を停止し、またはクレジットカード会員としての資格を取消することができます。本項は、クレジットカード会員規約第21条第1項第1文に追加して定められるものであり、本項に基づき当社がクレジットカード会員としての資格を取消したときは、クレジットカード会員規約第21条第1項第2文、第5項及び第6項が適用されます。</p>

④その他

改訂前	改訂後
<p>【お問い合わせ・ご相談窓口】 カード紛失・盗難のお届けは03-5-273-6509</p>	<p>【お問い合わせ・ご相談窓口】 カード紛失・盗難のお届けは 03-<u>6626-0338</u></p>
<p>【キャッシングサービスに関するお問い合わせ】 株式会社エムアイカード 〒104-6212 東京都中央区晴海1-8-12 03-5-273-6538</p>	<p>【キャッシングサービスに関するお問い合わせ】 株式会社エムアイカード 〒104-6212 東京都中央区晴海1-8-12 03-<u>6627-0892</u></p>

2. nimoca MICARD nimoca 取扱規則

改訂前		改訂後	
第1号 nimoca 交通事業者		第1号 nimoca 交通事業者	
<ul style="list-style-type: none"> ・西日本鉄道株式会社 ・西鉄バス北九州株式会社 ・西鉄バス佐賀株式会社 ・西鉄バス久留米株式会社 ・西鉄バス筑豊株式会社 ・西鉄バス大牟田株式会社 ・西鉄バス宗像株式会社 ・西鉄バス二日市株式会社 ・日田バス株式会社 ・昭和自動車株式会社 ・大分交通株式会社 ・大分バス株式会社 ・亀の井バス株式会社 ・J R九州バス株式会社 ・熊本市交通局 	<ul style="list-style-type: none"> ・筑豊電気鉄道株式会社 ・宮崎交通株式会社 ・佐賀市交通局 ・函館市企業局 ・函館バス株式会社 ・祐徳自動車株式会社 ・松浦鉄道株式会社 ・長崎電気軌道株式会社 ・九州急行バス株式会社 ・長崎県交通局 ・長崎県央バス株式会社 ・西肥自動車株式会社 ・させぼバス株式会社 ・サンデン交通株式会社 	<ul style="list-style-type: none"> ・西日本鉄道株式会社 ・西鉄バス北九州株式会社 ・西鉄バス佐賀株式会社 ・西鉄バス久留米株式会社 ・西鉄バス筑豊株式会社 ・西鉄バス大牟田株式会社 ・西鉄バス宗像株式会社 ・西鉄バス二日市株式会社 ・日田バス株式会社 ・昭和自動車株式会社 ・大分交通株式会社 ・大分バス株式会社 ・亀の井バス株式会社 ・J R九州バス株式会社 ・熊本市交通局 	<ul style="list-style-type: none"> ・筑豊電気鉄道株式会社 ・宮崎交通株式会社 ・佐賀市交通局 ・函館市企業局 ・函館バス株式会社 ・祐徳自動車株式会社 ・松浦鉄道株式会社 ・長崎電気軌道株式会社 ・九州急行バス株式会社 ・長崎県交通局 ・長崎県央バス株式会社 ・西肥自動車株式会社 ・させぼバス株式会社 ・サンデン交通株式会社 ・北九州市交通局

3. ローンエムアイカード会員規約

改訂前	改訂後
<p>第1条（会員）</p> <p>1. 会員とは、本規約（本規約の特約その他の本規約に附随する約定がある場合には、これらを含みます。）を承認のうえ、当社に対して、ローンエムアイカード（以下「カード」という）（以下「カード」という）についての利用を申し込み、当社が所定の審査のうえ、申込を承諾した方をいいます。</p>	<p>第1条（会員）</p> <p>1. 会員とは、本規約（本規約の特約その他の本規約に附随する約定がある場合には、これらを含みます。）を承認のうえ、<u>株式会社エムアイカード（以下「当社」といいます。）</u>に対して、ローンエムアイカード（以下「カード」といいます。）<u>（以下「カード」といいます。）</u>についての利用を申し込み、当社が所定の審査のうえ、申込を承諾した方をいいます。</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第1条の2（入会時における審査等）</u></p> <p><u>入会の際には、当社所定の審査を行うほか、法令で定める本人確認等（取引の目的、本人特定事項等）の確認を行います。</u></p>
<p>第2条（申込）</p> <p>1. 会員となろうとするものは、当社所定の申込書に必要事項を記載し、かつ本契約が成立した場合に会員が当社に対して負担する金銭債務の支払のため、当社があらかじめ指定する金融機関における口座自動振替依頼書に必要事項を記載して申込を行うものとします。</p>	<p>第2条（申込）</p> <p>1. 会員となろうとするものは、当社所定の申込書に必要事項を記載し、かつ<u>ローンエムアイカード会員契約（以下「本契約」といいます。）</u>が成立した場合に会員が当社に対して負担する金銭債務の支払のため、当社があらかじめ指定する金融機関における口座自動振替依頼書に必要事項を記載して申込を行うものとします。</p>
<p>第3条（契約の成立とカードの貸与）</p> <p>1. 当社は、会員に対し、1枚のカードを発行し、本規約に定める条項に従い会員に貸与します。ローンカード会員契約（以下「本契約」といいます。）は、当社が本契約申込者に対してカードを送付した場合に、送付をした時点で成立するものとします。</p>	<p>第3条（契約の成立とカードの貸与）</p> <p>1. 当社は、会員に対し、1枚のカードを発行し、本規約に定める条項に従い会員に貸与します。本契約は、当社が本契約申込者に対してカードを送付した場合に、送付をした時点で成立するものとします。</p>
<p>第7条（カードの利用可能額）</p> <p>1. 会員がカードを利用して借入ができる金額は、当社が審査し決定した額（これを「カード利用可能額」といいます。）から、借入申込時点における当社に対する借入金残高を控除した金額までとします。ただし、貸金業法または日本貸金業協会の規則（以下「貸金業法等」といいます。）が定める金額を超えないものとします。</p>	<p>第7条（カードの利用可能額）</p> <p>1. 会員がカードを利用して借入ができる金額は、当社が審査し決定した額（<u>以下「カード利用可能額」といいます。）</u>から、借入申込時点における当社に対する借入金残高を控除した金額までとします。ただし、貸金業法または日本貸金業協会の規則（以下「貸金業法等」といいます。）が定める金額を超えないものとします。</p>

改訂前	改訂後
<p>2. +カード利用可能額+は、当社が必要または適当と認めた場合には、貸金業法等の範囲内で増額あるいは減額することができます。</p>	<p>2. カード利用可能額は、当社が必要または適当と認めた場合には、貸金業法等の範囲内で増額あるいは減額することができます。</p>
<p>第17条（カード等の管理における善管注意義務）</p> <p>1. 会員は、カードを貸与されたとき直ちにカードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもって、カード並びにカード番号、有効期限及び暗証番号その他カード利用時に必要となるカードに関する情報（以下「カード情報」と→）を第三者に利用されることのないように管理するものとします。</p>	<p>第17条（カード等の管理における善管注意義務）</p> <p>1. 会員は、カードを貸与されたとき直ちにカードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもって、カード並びにカード番号、有効期限及び暗証番号その他カード利用時に必要となるカードに関する情報（以下「カード情報」と<u>いいます。</u>）を第三者に利用されることのないように管理するものとします。</p>
<p>第20条（届出事項の変更・調査）</p> <p>1. 会員は、氏名、住所、電話番号、勤務先または職業、取引を行う目的等に変更が生じた場合は、遅滞なく所定の届出書により、当社に通知するものとします。なお、届出に必要な相当の期間内に届出事項変更の連絡がない場合はカードの利用ができないことがあります。</p>	<p>第20条（届出事項の変更・調査）</p> <p>1. 会員は、氏名・住所・<u>メールアドレス</u>・電話番号・勤務先・職業・<u>年収</u>・<u>支払預金口座</u>等に変更が生じた場合は、遅滞なく所定の届出書により、当社に通知するものとします。なお、届出に必要な相当の期間内に届出事項変更の連絡がない場合はカードの利用<u>停止措置等当社が適当と認める措置をとる</u>ことがあります。</p>
<p>第25条（会員資格の喪失及び退会）</p> <p>1. 当社は、会員が第16条第1項または第2項各号のいずれかに該当し<u>期限の利益を喪失したときまたは本契約もしくは当社との間の他の契約の重大な違反により当社との信頼関係を著しく害する行為をなした</u>ときは、何らの通知・催告等がなくとも会員資格を取り消すことができます。この場合、会員は直ちにカードを返却し、本規約に定める支払期限に関わらず直ちに当社に対する残債務の全額を返済するものとします。</p>	<p>第25条（会員資格の喪失及び退会）</p> <p>1. 当社は、会員が<u>次の</u>各号のいずれかに該当したとき等、<u>当社が会員として適当でないと認めた</u>ときは、何らの通知・催告等がなくとも<u>いつでも</u>会員資格を取り消すことができます。この場合、会員は直ちにカードを返却し、本規約に定める支払期限に関わらず直ちに<u>期限の利益を失い、</u>当社に対する残債務の全額を返済するものとします。</p> <p><u>(1) 第16条第1項・第2項のいずれかに該当したとき</u></p> <p><u>(2) 会員の存在が不明になったとき、または会員の意思によらず入会したことが明らかになったとき</u></p> <p><u>(3) 第1条、第1条の2、第23条、第34条6項のいずれかの確認事項・申告事項に虚偽または故意に著しく事実を反する申告または届出をしたとき、または当該事項に虚偽または故意に著しく事実を反する申告または届出がなされたと当社が判断したとき</u></p>

改訂前	改訂後
<p>2. 会員が死亡した場合は当然に会員資格を喪失します。また、会員の親族等から会員が死亡した旨の申し出があった場合も同様とします。</p>	<p><u>(4) 第34条6項に基づく確認に正当な理由なく応じないとき、指定した期日までに所定の確認書類の提出に応じないとき、または、確認の結果、合理的な理由が無いと当社が判断したとき</u></p> <p><u>(5) 当社（当社が業務委託する者を含みます。）の従業員に対して次の①から⑤に掲げる行為その他の当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をしたとき（第三者を利用して行った場合を含みます。）</u></p> <p><u>①暴力、威嚇、脅迫、強要</u></p> <p><u>②暴言、性的な言動、ハラスメント行為、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動</u></p> <p><u>③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動</u></p> <p><u>④長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ</u></p> <p><u>⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等</u></p> <p><u>(6) 前各号の他、本規約または関連特約の違反により当社との信頼関係を著しく害する行為をなしたとき</u></p> <p>2. 会員が死亡した場合は当然に会員資格を喪失します。また、会員の親族等から会員が死亡した旨の申し出があった場合も同様とします。</p> <p><u>3. 会員が、犯罪による収益の移転防止に関する法律（同法施行令、施行規則を含む）に定めるところにより、外国政府等において重要な地位を占める者及びその家族に現に該当しまたは該当することとなった場合、あるいは過去に該当していた場合は、当社は会員資格を取り消すものとします。</u></p>
<p>第26条（規約の変更） 当社は、合理的な期間の予告期間を設けて、本会員に対してあらかじめ通知し、又は当社のウェブサイトにおいて変更内容を告知することにより、本規約を変更することができるものとします。</p>	<p>第26条（規約の変更） 当社は、合理的な期間の予告期間を設けて、会員に対してあらかじめ通知し、又は当社のウェブサイトにおいて変更内容を告知することにより、本規約を変更することができるものとします。</p>

改訂前	改訂後
<p>第34条（反社会的勢力の排除・「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に関する事項）</p> <p>1. カードの申込者（本契約成立後は会員、以下1項から5項までにおいて同様とします）は、申込者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>6. 会員のカード利用状況に対して、当社が犯罪による収益の移転防止に関する法律に定めるところにより必要と認められる場合には、カード利用の停止措置を行うこと、及び会員の本人確認（本人特定事項）・資産及び収入の状況等に関する所定の書類を求めることができるものとし、会員はその必要な書類の提出を行うものとします。尚、書類の提出を行わない場合にはカードの利用ができない場合があります。</p>	<p>第34条（反社会的勢力の排除・「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に関する事項）</p> <p>1. カードの申込者（本契約成立後は会員、以下1項から6項までにおいて同様とします）は、申込者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>6. <u>当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）」に基づき、当社が必要と認めた場合には、会員に通知することなくカード利用の停止措置等の利用制限を行うことができるものとし、会員の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や資産及び収入の状況等に関する所定の書類の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。</u></p> <p><u>また、当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員に回答を求めた場合で、会員から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</u></p> <p><u>（1）本項の「必要と認めた場合」とは会員のカード利用・取引内容について、以下のいずれかに該当するおそれがあると当社が認めた場合をいいます。</u></p> <p><u>①犯罪収益移転防止法施行令第12条（厳格な顧客管理を行う必要が特に高いと認められる取引）に抵触するカード利用・取引</u></p> <p><u>②犯罪収益移転防止法施行規則第5条（特別の注意を要する取引）に抵触するカード利用・取引</u></p> <p><u>③犯罪収益移転防止法第8条に基づき当社が届出を要すると認めた場合</u></p> <p><u>④上記①～③に類似すると当社が認めたカード利用・取引</u></p> <p><u>（2）日本国籍を保有せず本邦に居住する会員は、当社の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当社所定の方法により届け出るものと</u></p>

改訂前	改訂後
<p>7. 会員が、犯罪による収益の移転防止に関する法律に定めるところにより、外国政府等において重要な地位を占める者及びその家族に現に該当し、または該当することとなった場合は、当該会員は、当社にその旨及びその内容を申告するものとします。この場合、当該会員はカードの一部または全部の機能の利用が制限される場合があります。</p>	<p><u>します。会員が当社に届け出た在留期間が超過した場合、カード利用を制限することができるものとします。</u></p> <p><u>(3) 本項の確認の結果、1号の①から④に該当するおそれがあるカード利用・取引に合理的な理由があると当社が認めた場合、当社は速やかに前各号のカード利用等の制限を解除します。</u></p>

●個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項

<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用・提供、預託）</p> <p>(1)</p> <p>利用目的</p> <p>② クレジットカード事業等当社事業（当社の具体的な事業内容については当社所定の方法 [当社 ホームページ等] によって告知します。）及び当社が提携する企業、加盟店その他の第三者から受託して行う当該第三者の事業に関する下記の宣伝印刷物の送付等営業案内</p> <p>●各種商品（キャッシング、ローン、保険、信託業務に関する併營業務に係る契約締結の媒介 等）・サービスの案内</p> <p>●住宅、不動産に関する商品・サービスの案内</p> <p>-(例)-</p> <p>a.土地建物の売買、管理、賃貸、仲介、斡旋及び鑑定</p> <p>b.土地造成、建築工事の設計監理、築造及び請負</p> <p>c.前述に関するコンサルティング</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用・提供、預託）</p> <p>(1)</p> <p>利用目的</p> <p>② クレジットカード事業等当社事業（当社の具体的な事業内容については当社所定の方法 [当社 ホームページ等] によって告知します。）及び当社が提携する企業、加盟店その他の第三者から受託して行う当該第三者の事業に関する下記の宣伝印刷物の送付等営業案内</p> <p>●各種商品（キャッシング、ローン、保険、信託業務に関する併營業務に係る契約締結の媒介 等）・サービスの案内</p> <p>●商品・サービス、加盟店の案内</p> <p>●催事（会員特別招待会等）の案内</p> <p>●通信販売</p>
---	--

改訂前	改訂後
<p>d.前述 a～c に関する業者の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資産運用に係る総合コンサルティング ● 商品・サービス、加盟店の案内 ● 催事（会員特別招待会等）の案内 ● 通信販売 	
<p>●その他</p>	
<p>ローンエムアイカードお問い合わせ窓口 03-5273-6538</p>	<p>ローンエムアイカードお問い合わせ窓口 03-<u>6627-0892</u></p>
<p>カード紛失・盗難のお届けは03-5273-6509</p>	<p>カード紛失・盗難のお届けは 03-<u>6626-0338</u></p>

以上